

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題  
(令和6年11月28日)

受験番号

申請者(法人)名

受験者の氏名

(注意事項)

設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、文言等を一部省略している場合があります。

I. 次の記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を  
( ) 内に記入してください。

問1【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣にあらかじめ届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

( )

問2【貨物自動車運送事業法】

国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、貨物自動車運送事業の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

( )

問3【貨物自動車運送事業報告規則】

一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金を定め又は変更したときは、運賃及び料金の設定又は変更後30日以内に、運賃料金設定(変更)届出書を提出しなければならない。

( )

**問 4 【道路運送車両法】**

自動車運送事業の用に供する自動車の使用者は、六月の期間ごとに国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

( )

**問 5 【道路運送車両法】**

車両総重量 8 トン以上の貨物事業用自動車の自動車検査証の有効期間は 2 年である。

( )

**問 6 【下請代金支払遅延等防止法】**

親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより下請事業者の給付の内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法その他の事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき 正当な理由があるものについては、その記載を要しないものとし、この場合には、親事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。

( )

**問 7 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】**

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車に貨物を積載するときは、偏荷重が生じないように積載し、貨物が運搬中に荷崩れ等により事業用自動車から落下することを防止するため、貨物にロープ又はシートを掛けること等必要な措置を講じなければならない。

( )

**問 8 【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】**

自動車運転者の拘束時間は、一箇月について二百八十四時間を超えず、かつ、一年について三千三百時間を超えないものとする。ただし、労使

協定により、一年について六箇月までは、一箇月について三百十時間まで延長することができ、かつ、一年について三千四百時間まで延長することができるものとする。また、ただし書きの場合において、一箇月の拘束時間が二百八十四時間を超える月が四箇月を超えて連続しないものとし、かつ、一箇月の時間外労働及び休日労働の合計時間数が百時間未満となるよう努めるものとする。

( )

**問 9 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】**

貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより運転者に対する指導及び監督をした場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導及び監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において3年間保存しなければならない。

( )

**問 10 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】**

一の営業所において複数の運行管理者を選任する一般貨物自動車運送事業者は、それらの業務を統括する安全統括管理者を選任しなければならない。

( )

**問 11 【貨物自動車運送事業法施行規則】**

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の経営の許可の申請が基準に適合するかどうかを審査するに当たっては、一般貨物自動車運送事業を適確に遂行するために必要な資金に関する計画についても審査するものとする。

( )

**問 12 【自動車事故報告規則】**

貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く）は、その使

用する自動車について省令で定める事故があった場合には、当該事故があった日から30日以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書3通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。

( )

#### 問13【貨物自動車運送事業法】

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の適正かつ合理的な運営を確保するため必要があると認めるときは、一般貨物自動車運送事業者に対し、貨物の運送に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保することができる保険契約を締結することを命ずることができる。

( )

#### 問14【道路交通法】

車両の使用者は、当該車両の運転者に、当該車両を運転するにあたって車両の速度、駐車及び積載並びに運転者の心身の状態に関しこの法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項を遵守させるように努めなければならない。

( )

#### 問15【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その30日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

( )

#### 問16【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、貨物自動車運送事業輸送安全規則に掲げる事項を記録し、その記

録を主たる事務所において3年間保存しなければならない。

( )

**問17【貨物自動車運送事業輸送安全規則】**

運行管理者は、業務の適確な処理及び運行管理規程の遵守について、一般貨物自動車運送事業者等に対する適切な指導及び監督を行わなければならない。

( )

**問18【労働安全衛生法】**

事業者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。

( )

**問19【労働基準法】**

使用者は、各事業場ごとに賃金台帳を調製し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他厚生労働省令で定める事項を賃金支払の都度遅滞なく記入しなければならない。

( )

**問20【貨物自動車運送事業法施行規則】**

一般貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業法十一条の規定により、運賃及び料金（個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。）を対象とするものに限る。）、運送約款その他国土交通省令で定める事項について、一般貨物自動車運送事業者のウェブサイトへの掲載により公衆の閲覧に供しなければならないが、一般貨物自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトを有していたとしても、一般貨物自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合は、対象から除かれる。

( )

問 2 1 【貨物自動車運送事業法施行規則】

貨物自動車運送事業法第4条第1項第2号の事業計画には、事業用自動車の運転者及び運転の補助に従事する従業員（「乗務員」という。）の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力を記載する必要はない。

( )

問 2 2 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、特定の荷主に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。国土交通大臣は、この規定する行為があるときは、事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

( )

問 2 3 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の通知が到達した日前六十日以内にその法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）は、一般貨物自動車運送事業の許可を受けることができない。

( )

問 2 4 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

貨物自動車運送事業者は、過積載による運送の防止について、運転者その他の従業員に対する適切な指導及び監督を怠ってはならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

( )

問 2 5 【道路運送法】

この法律は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もって国民経済の健全な発達に寄与することを目的とする。

( )

問 2 6 【貨物自動車運送事業法施行規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の運輸を開始した場合、一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受け又は法人の合併若しくは分割が終了した場合、休止していた一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を再開した場合、貨物自動車利用運送を行うかどうかの別を変更した場合には、その旨を届け出なければならない。

( )

問 2 7 【労働基準法】

使用者は、労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしなければならない。

( )

Ⅱ. 次の問 2 8 から問 3 0 の文章の指示に従って、設問に答えてください。

問 2 8 【貨物自動車運送事業法】

国土交通大臣は貨物自動車運送事業法第三条の一般貨物自動車運送事業の許可をするにあたり、その許可基準として定められていない事項を、次の①から③より 1 つ選び、( ) 内にその番号を記入しなさい。

- ① 事業用自動車の数、自動車車庫の規模その他の国土交通省令で定める事項に関し、その事業を継続して遂行するために適切な計画を有す

るものであること。

- ② その事業の計画において適正な利益が確保され、事業用自動車の使用に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全するため適切なものであること。
- ③ その事業を自ら適確に、かつ、継続して遂行するに足る経済的基礎及びその他の能力を有するものであること。

( )

### 問 29 【道路交通法】

自動車の使用者は、内閣府令で定める台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、年齢、自動車の運転の管理の経験その他について内閣府令で定める要件を備える者のうちから、安全運転管理者を選任しなければならないが、道路運送法の規定による自動車運送事業者については、一部を除き安全運転管理者の選任する必要はない。自動車運送事業者の中でも安全運転管理者の選任が必要となる者を、次の①から③より全て選び、( )内にその番号を記入しなさい。(完答)

- ① 一般貨物自動車運送事業
- ② 特定貨物自動車運送事業
- ③ 貨物軽自動車運送事業

( )

### 問 30 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、貨物自動車運送事業輸送安全規則第七条第三項に規定する業務を含む運行ごとに、運行指示書を作成し、これにより事業用自動車の運転者等に対し適切な指示を行い、及びこれを当該運転者等に携行させなければならないこととされているが、運行指示書に記載しなければならない事項として法令で定められているものを次の①から③より1つ選び、( )内にその番号を記入しなさい。

- ① 運行の経路並びに主な経過地における発車及び到着の日時
- ② 事業者の氏名又は名称
- ③ 乗務した事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示

( )



一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題  
(令和6年11月28日)

受験番号

申請者(法人)名

受験者の氏名

(注意事項)

設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、文言等を一部省略している場合があります。

I. 次の記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を  
( ) 内に記入してください。

問1 (運送約款) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣にあらかじめ届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 **第10条第1項** **誤：あらかじめ届けなければならない。**

**正：認可を受けなければならない。**

( × )

問2 (報告の徴収及び立入検査) 【貨物自動車運送事業法】

国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、貨物自動車運送事業の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

(第60条第4項) ( ○ )

問3 (運賃及び料金の届出) 【貨物自動車運送事業報告規則】

一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金を定め又は変更したときは、運賃及び料金の設定又は変更後30日以内に、運賃料金設定(変更)届出書を提出しなければならない。

(第2条の2) ( ○ )

問4 (定期点検整備) 【道路運送車両法】

自動車運送事業の用に供する自動車の使用者は、六月の期間ごとに国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

第48条 誤:六月 正:三月

( × )

問5 (自動車検査証の有効期間) 【道路運送車両法】

車両総重量8トン以上の貨物事業用自動車の自動車検査証の有効期間は2年である。

(第61条第2項) 1年 ( × )

問6 (書面の交付等) 【下請代金支払遅延等防止法】

親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより下請事業者の給付の内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法その他の事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき 正当な理由があるものについては、その記載を要しないものとし、この場合には、親事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。

第3条 ( ○ )

問7 (貨物の積載方法) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車に貨物を積載するときは、偏荷重が生じないように積載し、貨物が運搬中に荷崩れ等により事業用自動車から落下することを防止するため、貨物にロープ又はシートを掛けること等必要な措置を講じなければならない。

(第5条) ( ○ )

問8 (貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等)

【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】

自動車運転者の拘束時間は、一箇月について二百八十四時間を超えず、かつ、一年について三千三百時間を超えないものとする。ただし、労使

協定により、一年について六箇月までは、一箇月について三百十時間まで延長することができ、かつ、一年について三千四百時間まで延長することができるものとする。また、ただし書きの場合において、一箇月の拘束時間が二百八十四時間を超える月が四箇月を超えて連続しないものとし、かつ、一箇月の時間外労働及び休日労働の合計時間数が百時間未満となるよう努めるものとする。

第4条第1項

( × )

誤：一箇月の拘束時間が二百八十四時間を超える月が四箇月を超えて連続しないものとし

正：一箇月の拘束時間が二百八十四時間を超える月が三箇月を超えて連続しないものとし

問9 (従業員に対する指導及び監督) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより運転者に対する指導及び監督をした場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導及び監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において3年間保存しなければならない。

(第10条第1項) ( ○ )

問10 (運行管理者等の選任) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一の営業所において複数の運行管理者を選任する一般貨物自動車運送事業者は、それらの業務を統括する安全統括管理者を選任しなければならない。

(第18条第2項) 誤：安全統括管理者 正：統括運行管理者

( × )

問11 (事業の遂行能力の審査) 【貨物自動車運送事業法施行規則】

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の経営の許可の申請が基準に適合するかどうかを審査するに当たっては、一般貨物自動車運送事業を適確に遂行するために必要な資金に関する計画についても審査するものとする。

(第3条の6第1号) ( ○ )

問12 (報告書の提出) 【自動車事故報告規則】

貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く）は、その使

用する自動車について省令で定める事故があった場合には、当該事故があった日から30日以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書3通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。

(第3条第1項)

( ○ )

問13 (事業改善の命令) 【貨物自動車運送事業法】

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の適正かつ合理的な運営を確保するため必要があると認めるときは、一般貨物自動車運送事業者に対し、貨物の運送に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保することができる保険契約を締結することを命ずることができる。

(第26条) ( ○ )

問14 (車両等の使用者の義務) 【道路交通法】

車両の使用者は、当該車両の運転者に、当該車両を運転するにあたって車両の速度、駐車及び積載並びに運転者の心身の状態に関しこの法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項を遵守させるように努めなければならない。

第74条第2項

( ○ )

問15 (事業の休止及び廃止) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その30日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(第32条)

( ○ )

問16 (事故の記録) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、貨物自動車運送事業輸送安全規則に掲げる事項を記録し、その記

録を主たる事務所において3年間保存しなければならない。

第9条の2 誤：主たる事務所において

正：当該事業用自動車の運行を管理する営業所

( × )

問17 (運行管理者の指導及び監督) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

運行管理者は、業務の適確な処理及び運行管理規程の遵守について、一般貨物自動車運送事業者等に対する適切な指導及び監督を行わなければならない。

第22条「運行管理者」と「一般貨物自動車運送事業者等」が逆になる

( × )

問18 (事業者等の責務) 【労働安全衛生法】

事業者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。

第4条 誤：事業者は、・・・

正：労働者は、・・・

( × )

問19 (賃金台帳) 【労働基準法】

使用者は、各事業場ごとに賃金台帳を調製し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他厚生労働省令で定める事項を賃金支払の都度遅滞なく記入しなければならない。

第108条

( ○ )

問20 (公衆の閲覧に供することを要しない場合) 【貨物自動車運送事業法施行規則】

一般貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業法十一条の規定により、運賃及び料金（個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。）を対象とするものに限る。）、運送約款その他国土交通省令で定める事項について、一般貨物自動車運送事業者のウェブサイトへの掲載により公衆の閲覧に供しなければならないが、一般貨物自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトを持っていたとしても、一般貨物自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合は、対象から除かれる。

(第13条の2) ( ○ )

問 2 1 (事業計画) 【貨物自動車運送事業法施行規則】

貨物自動車運送事業法第 4 条第 1 項第 2 号の事業計画には、事業用自動車の運転者及び運転の補助に従事する従業員（「乗務員」という。）の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力を記載する必要はない。

(第 2 条第 1 項第 5 号) 記載しなければならない。

( × )

問 2 2 (公衆の利便を阻害する行為の禁止等) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、特定の荷主に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。国土交通大臣は、この規定する行為があるときは、事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

第 2 5 条第 3、4 項

( ○ )

問 2 3 (欠格事由) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の通知が到達した日前六十日以内にその法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）は、一般貨物自動車運送事業の許可を受けることができない。

(第 5 条 2 号) ( ○ )

問 2 4 (過積載の防止) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

貨物自動車運送事業者は、過積載による運送の防止について、運転者その他の従業員に対する適切な指導及び監督を怠ってはならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

(第 4 条) やむを得ない事由があっても例外はない ( × )

問 2 5 (目的) 【道路運送法】

この法律は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もって国民経済の健全な発達に寄与することを目的とする。

第 1 条 誤：国民経済の健全な発達に寄与すること ( × )  
正：公共の福祉を増進すること

問 2 6 (届出) 【貨物自動車運送事業法施行規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の運輸を開始した場合、一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受け又は法人の合併若しくは分割が終了した場合、休止していた一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を再開した場合、貨物自動車利用運送を行うかどうかの別を変更した場合には、その旨を届け出なければならない。

第 4 4 条 誤：貨物自動車利用運送を行うかどうかの別を変更することは認可事項 ( × )

問 2 7 (賠償予定の禁止) 【労働基準法】

使用者は、労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしなければならない。

第 1 6 条 誤：契約をしなければならない。 ( × )  
正：契約をしてはならない。

Ⅱ. 次の問 2 8 から問 3 0 の文章の指示に従って、設問に答えてください。

問 2 8 (許可の基準) 【貨物自動車運送事業法】

国土交通大臣は貨物自動車運送事業法第三条の一般貨物自動車運送事業の許可をするにあたり、その許可基準として定められていない事項を、次の①から③より 1 つ選び、( ) 内にその番号を記入しなさい。

- ① 事業用自動車の数、自動車車庫の規模その他の国土交通省令で定める事項に関し、その事業を継続して遂行するために適切な計画を有す

るものであること。

- ② その事業の計画において適正な利益が確保され、事業用自動車の使用に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全するため適切なものであること。
- ③ その事業を自ら適確に、かつ、継続して遂行するに足る経済的基礎及びその他の能力を有するものであること。

第6条

( ② )

問29 (安全運転管理者等) 【道路交通法】

自動車の使用者は、内閣府令で定める台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、年齢、自動車の運転の管理の経験その他について内閣府令で定める要件を備える者のうちから、安全運転管理者を選任しなければならないが、道路運送法の規定による自動車運送事業者については、一部を除き安全運転管理者の選任する必要はない。自動車運送事業者の中でも安全運転管理者の選任が必要となる者を、次の①から③より全て選び、( )内にその番号を記入しなさい。(完答)

- ① 一般貨物自動車運送事業
- ② 特定貨物自動車運送事業
- ③ 貨物軽自動車運送事業

第74条の3第1項

( ③ )

問30 (運行指示書による指示等) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、貨物自動車運送事業輸送安全規則第七条第三項に規定する業務を含む運行ごとに、運行指示書を作成し、これにより事業用自動車の運転者等に対し適切な指示を行い、及びこれを当該運転者等に携行させなければならないこととされているが、運行指示書に記載しなければならない事項として法令で定められているものを次の①から③より1つ選び、( )内にその番号を記入しなさい。

- ① 運行の経路並びに主な経過地における発車及び到着の日時
- ② 事業者の氏名又は名称
- ③ 乗務した事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示

第9条の

( ① )



令和6年11月28日に行いました貨物自動車運送事業法令試験の合格者は以下のとおりです。

一般貨物自動車運送事業経営許可申請等に伴う法令試験の受験者数及び合格者数

単位：人

	R6.11.28	
受験者数	11	
合格者数	9	